

鹿児島大学大学院連合農学研究科入学者選抜に関する細則

平成 16 年 4 月 1 日

鹿大連細則第 2 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、鹿児島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 29 条及び第 32 条の規定に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の入学者の選抜に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 出願資格認定

(出願資格認定審査)

第 2 条 大学院学則第 28 条第 7 号又は 8 号の規定に基づく資格(修士の学位又は専門職学位を有する者と同以上の学力があると認めた者) 認定審査の申し出があった場合は、その者の出願書類を受理する前に、出願資格の認定のための審査（以下「資格認定審査」という。）を行う。

(資格認定審査提出書類)

第 3 条 資格認定審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を指定された日までに提出しなければならない。

- (1) 入学試験出願資格認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 研究歴証明書
- (5) 研究業績書

(修士学位相当の論文の概要を、A 4 判の用紙を使用し、和文の場合は 2, 000 字程度、英文の場合は 1, 200 語程度。いずれも図表等を含む。)

- (6) 研究成果資料

(研究業績の基礎となる論文等。その他に、著書、学術論文、学術報告、学術講演、特許等の研究業績を示す資料があれば添付すること。)

- (7) その他必要と認めるもの

(出願資格認定審査委員会)

第 4 条 資格認定審査を行うため、出願資格認定審査委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

2 前項の委員は、主指導教員予定者及び入学希望者が入学した場合の配属予定大学の代議委員 1 名とする。ただし、必要と認めた場合は、関連する研究分野の研究科教員を加えることができる。

(資格認定審査方法)

第 5 条 認定委員会は、資格認定審査を次の方法により実施する。

- (1) 経歴調査：履歴書及び研究歴証明書により行う。
- (2) 業績審査：研究業績書及び研究成果資料により行う。
- (3) 口頭試問：必要に応じて行う。

(資格認定審査の時期及び場所)

第 6 条 資格認定審査は、原則として入学者選抜試験の出願開始 7 日前までに、主指導教員予定者の属する構成大学で行う。

(資格認定審査の基準及び結果の通知)

第7条 資格認定審査の基準は、代議委員会が別に定める。

- 2 認定委員会は、出願資格認定の可否を決定し、連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）に報告する。
- 3 研究科長は、資格認定審査を受けた者に審査の結果を文書をもって通知する。

第3章 入学者選抜試験

(入学試験委員会)

第8条 入学者の選抜を行うため、入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）を置く。

- 2 入試委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究科長
 - (2) 連合農学研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）
 - (3) 専任教員
 - (4) 代議委員会規則第2条第4号に掲げる委員
 - (5) 口頭試問委員
- 3 入試委員会に委員長（以下「入試委員長」という。）及び副委員長（以下「入試副委員長」という。）を置き、入試委員長に研究科長を、入試副委員長に副研究科長をもって充てる。
- 4 入試委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 5 入試副委員長は、入試委員長を補佐し、入試委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 入試委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 7 入試委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(口頭試問委員)

第9条 口頭試問委員は、原則として出願者のある当該連合講座に属する、次に掲げる研究科教員の5名をもって充てる。

- (1) 代議委員会規則第2条第4号に掲げる委員
 - (2) 主指導教員予定者
 - (3) 副指導教員予定者
 - (4) 第1号委員が指名する研究科教員
- 2 前項の委員は、研究科長が委嘱し、任期は、委嘱の日から当該選抜の合格発表の日までとする。
 - 3 入学者選抜試験当日に口頭試問委員に事故が発生した場合は、第1項第1号の委員は研究科長の指名する代議委員が、その他の委員は研究科長の指名する研究科教員が、その職務を代行する。

(入学者の選抜方法)

第10条 入学者の選抜は、専攻単位で行い、出願書類の評価及び口頭試問により判定する。

- 2 合否の判定案の作成は、入試委員会が行い、合否の判定は、研究科教授会が行う。

(入試の出願書類等)

第11条 出願者は、次に掲げる選抜試験出願書類等を指定された期日までに提出しなければならない。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 出願書類確認票 | 1通 |
| (2) 入学願書 | 1通 |
| (3) 検定料納付確認票 | 1通 |

次のいずれかに該当する者の検定料は不要とする。

ア 構成大学の修士・専門職の学位取得見込みの者

- イ 構成大学の修士・専門職の学位取得後3年以内に受験する者
- ウ 日本国政府から奨学金が支給されている国費外国人留学生
- エ 外国政府派遣留学生等のうち、外国政府等から支給される奨学金に、本学の大学院課程（標準修業年限）を修了するための授業料相当額が含まれ、かつ、検定料相当額が含まれない場合で、次のいずれかに該当する者

- ① 外国の政府、外国の地方公共団体（州等）から奨学金が支給されている者
- ② 国際機関、日本国政府が行う国際協力を実施している機関のうち、本学が承認するものから奨学金等が支給されている者
- ③ ①、②に準ずる者のうち、本学が承認する機関から奨学金が支給されている者

- (4) 写真票 1 通
- (5) 受験票 1 通
- (6) 履歴書 1 通
- (7) 成績証明書（最終出身学校の成績証明書） 1 通
- (8) 修了証明書又は修了見込証明書 1 通
- (9) 修士論文等 各 1 通

ア 修士課程又は専門職学位課程修了者

- ① 修士課程又は専門職学位課程で論文がある場合は、修士論文又は専門職学位論文の概要（A4判の用紙を使用し、和文の場合は2,000字程度、英文の場合は1,200語程度。いずれも図表等を含む。）
- ② 修士課程又は専門職学位課程で論文がない場合は、学修報告書（修士課程又は専門職学位課程で学んだことをA4判の用紙を使用し、和文の場合は2,000字程度、英文の場合は1,200語程度。いずれも図表等を含む。）

イ 修士課程又は専門職学位課程修了見込の者

- ① 研究を行っている場合は、研究経過報告書（A4判の用紙を使用し、和文の場合は2,000字程度、英文の場合は1,200語程度。いずれも図表等を含む。）
- ② 研究を行っていない場合は、学修報告書（修士課程又は専門職学位課程で学んだことをA4判の用紙を使用し、和文の場合は2,000字程度、英文の場合は1,200語程度。いずれも図表等を含む。）

ウ 外国において、博士論文研究基礎力審査に相当する審査に合格した者

- ① 博士論文研究基礎力審査に相当する審査に係る確認書類
- ② 学修報告書（修士課程又は専門職学位課程で学んだことをA4判の用紙を使用し、和文の場合は2,000字程度、英文の場合は1,200語程度。いずれも図表等を含む。）

エ 外国において、博士論文研究基礎力審査に相当する審査に合格する見込みの者

- ① 博士論文研究基礎力審査に相当する審査に係る確認書類
- ② 学修報告書（修士課程又は専門職学位課程で学んだことをA4判の用紙を使用し、和文の場合は2,000字程度、英文の場合は1,200語程度。いずれも図表等を含む。）

オ 前記ア、イ、ウ、エ以外の者

修士学位相当の論文の概要A4判の用紙を使用し、和文の場合は2,000字程度、英文の場合は1,200語程度。いずれも図表等を含む。）

- (10) 研究計画書（A4判の用紙を使用し、和文又は英文で図表を含め4頁程度） 1 通
- (11) 指導教員予定者届 1 通
- (12) 研究実績等に係る提出書類 1 通

ア これまでの研究実績「原著論文」

イ 直近3年間における学会発表等の実績

ウ その他の実績

- | | |
|--|----|
| (13) 受験承諾書 | 1通 |
| (14) 住民票の写し（外国人の志願者は市町村長の発行する在留資格が記載された住民票の写し、又は受験のために入国する場合はパスポートの写し） | 1通 |
| (15) 国費外国人留学生証明書 | 1通 |
| (16) その他入試委員会が必要と認めるもの （口頭試問） | |

第12条 前条第9号ア及びイのうち、修士論文又は研究経過報告書を有する者の口頭試問は、連合農学研究科博士課程を履修するにふさわしい能力と素質を判定するため、修士論文又は専門職学位論文の概要若しくは研究経過報告書及び研究計画書等を対象に行う。

2 前条第9号ア、イのうち、修士論文又は研究経過報告書を有しない者及びウ、エに掲げる者の口頭試問は、連合農学研究科博士課程を履修するにふさわしい能力と素質を判定するため、学修報告書、博士論文研究基礎力審査に相当する審査に係る確認書類及び研究計画書等を対象に行う。

3 前条第9号オに該当する者の口頭試問は、連合農学研究科博士課程を履修するにふさわしい能力と素質を判定するため、修士学位相当の論文の概要及び研究計画書等を対象に行う。

（選抜の時期）

第13条 選抜試験は、原則として、4月入学は2月、10月入学は9月に行うものとする。

第4章 雑則

第14条 この細則に定めるもののほか、入学者の選抜に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年9月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年9月4日から施行する。